端末機器技術基準適合認定等業務規程

（平成１６年１月２６日改正・施行）

財団法人　電気通信端末機器審査協会

端末機器技術基準適合認定等業務規程

目　　次

第 １章　総則（第１条～第５条）　1
第 ２章　認定等業務の執行体制　2
　第１節　総則（第６条～第８条）　2
　第２節　認定員（第９条～第１５条）　3
第 ３章　基準設計認証（第１６条～第２４条）　4
第 ４章　基準認定（第２５条～第３２条）　6
第 ５章　条件設計認証（第３３条～第４０条）　8
第 ６章　条件認定（第４１条～第４７条）　１０
第 ７章　試験等　１１
　第１節　認定等の申込みに係る端末機器の試験（第４８条）　１１
　第２節　確認機器等の試験（第４９条～第５１条）　１１
　第３節　試験の委託（第５２条）　１２
　第４節　測定機器等の管理（第５３条～第５４条）　１２
第 ８章　手数料等（第５５条～第５７条）　１２
第 ９章　認定等関連業務　１３
　第１節　相手先商標による供給又は名称変更に係る登録証明書発行
　　（第５８条～第６１条）　１３
　第２節　認定証の発行（第６２条～第６５条）　１３
　第３節　技術基準適合認定等証書等の再発行（第６６条～第６９条）　１４
第 10 章　異議申立・申告（第７０条～第７４条）　１４
第 11 章　端末機器の実態調査（第７５条～第７６条）　１５
第 12 章　自治監査（第７７条～７８条）　１６
第 13 章　帳簿等の管理（第７９条～第８２条）　１６
第 14 章　会計等（第８３条～第８５条）　１７
第 15 章　雑則（第８６条～第８８条）　１８
附　則　１８

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、財団法人電気通信端末機器審査協会（以下「協会」という。）が電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号、以下「法」という。）第５０条の４第１項の端末機器の設計についての認証（以下「基準設計認証」という。）及び第５０条の規定による端末機器の技術基準適合認定（以下「基準認定」という。）並びに電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）第３２条第１項第５号の技術的条件に係る設計についての認証（以下「条件設計認証」という。）及び技術的条件の認定（以下「条件認定」という。）に関する業務を行うために必要な事項を定め、もって基準設計認証及び基準認定並びに条件設計認証及び条件認定（以下「認定等」という。）の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の区分等）

第２条　協会が行う認定等の事業は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成１６年総務省令第１５号、以下「認定等規則」という。）第４条に定める事業とし、次のとおりとする。

（１）通話の用に供する端末機器

（２）前号以外の端末機器

２　協会が基準設計認証及び基準認定の対象とする端末機器は、認定等規則第３条に定める端末機器とし、次のとおりとする。

（１）電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器

（２）無線呼出用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器

（３）総合デジタル通信用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として６４キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器

（４）専用通信回線設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。）又はデジタルデータ伝送用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器

３　協会が条件設計認証及び条件認定の対象とする端末機器は次のとおりとする。

（１）移動通信端末

イ　事業用設備との接続において電波を使用する端末機器

ロ　移動用基地局設備に電波を使用して接続するための回線終端装置に接続する端末機器。ただし、その接続の技術的条件の規定内容が、通信信号の電気的条件のみのものは、次号の専用通信回線設備等端末とする。

（２）専用通信回線設備等端末

専用通信回線設備、デジタルデータ伝送用設備に接続する端末機器及び技術的条件の規定が電気的・光学的条件となっている事業用設備に接続する端末機器

（３）その他の通信端末

前２号以外の技術的条件が定められている事業用設備に接続する端末機器（移動用通信端末以外で、網制御信号に関する規定が技術的条件で規定（技術基準の準用規定を含む。）されている事業用設備に接続する端末機器

（業務時間）

第３条　認定等の業務を行う時間は、午前９時から午後５時までとする。

（休日）

第４条　休日は、次のとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（３）１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（事務所等）

第５条　認定等の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）は、本部を東京都港区虎ノ門一丁目１番３号（磯村ビル内）に置く。

なお、必要により他道府県に支所を置く場合がある。

第２章　認定等業務の執行体制

第１節　総則

（認定等業務の基本指針）

第６条　認定等の業務の執行に当たっては、次の各号に定めるところによる。

（１）全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。

（２）審査は、法、認定等規則、端末設備等規則（昭和６０年郵政省令第３１号）及び関連告示等に基づき行うこと。

（３）認定等業務の透明性を期するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開すること。

（４）職員（その職を退いた後を含む。）は、職務に関し知り得た秘密を漏らさないこと。

（認定等業務の執行体制）

第７条　認定等業務の適正な執行を期するため、協会に品質管理者、品質保証担当者、

認定員、判定官、技術管理者及び試験官を置く。

（職務及び権限）
第８条　品質管理者は、認定等業務の品質管理全般について責任と権限を有する。
２　品質保証担当者は、認定等業務の品質管理について品質管理者を補佐する。
３　認定員は、認定等の求めに係る端末機器の技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」という。）への適合についての審査を行う。
４　判定官（認定員の資格を有する者であって、理事長から任命を受けた者）は、認定員が行った技術基準等適合審査について結果の判定を行う。
５　技術管理者（認定員の資格を有する者であって、理事長から任命を受けた者）は、端末機器の試験及び測定機器等に関する業務の品質管理について品質管理者を補佐する。
６　試験官（認定員の資格を有する者であって、理事長から任命を受けたもの）は、端末機器が技術基準等に適合することについての試験データの作成を行う。

第２節　認定員

（認定員の資格）
第９条　認定員（判定官、技術管理者及び試験官を含む。以下同じ。）の資格は、法別表第１号に定めるところによる。

（認定員の配置）
第１０条　認定員の事務所への配置は、３名以上とする。

（認定員の職務遂行）
第１１条　認定員は、認定等の業務の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。
２　認定員は、認定等の業務の独立、公正を確保するため、協会以外の者からの指示又は給与を受けてはならず、認定員の職務に従事する前に、このことについて誓約書を提出するものとする。
３　協会は、認定員が過去２年間に認定等の求めに係る端末機器の製造事業者等の役員又は使用人であったときは、当該申込に係る認定等の業務に従事させてはならない。

（秘密の保持）
第１２条　認定員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（認定員の選任又は解任）
第１３条　認定員の選任又は解任は理事長が行う。ただし、次に掲げる場合でなければ、その意に反して、解任することができない。

（１）　認定員に休職を命じたとき。
（２）　認定員を解雇したとき。
（３）　認定員が退職したとき。
（４）　認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
（５）　認定員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。

（認定員の懲戒）
第１４条　理事長は、認定員が法及びこれに基づく命令又は協会の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことができる。

（認定員の選任及び解任の届出）
第１５条　理事長は、認定員を選任し又は解任したときは、認定等規則第１１条に規定する手続によりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

第３章　基準設計認証

（基準設計認証の申込み）
第１６条　基準設計認証を受けようとする者は、別表第１号の申込書及び別表第２号の申込書添付書類を提出するものとする。
２　基準設計認証を受けようとする者は、別表第２号の申込書添付書類中、試験結果報告等書類に代えて基準設計認証の求めに係る端末機器を提出することができる。
３　協会は、申込書及び申込書添付書類等が事務所に到達したとき、直ちに申込みを受理する。
４　協会は、申込みを受理した後、申込書及び申込書添付書類等の点検をすみやかに実施して受付処理を行い、別表第３号の受付確認通知書をもって申込者に通知する。

（審査）
第１７条　審査は、認定等規則別表第２号に基づき行う。

（審査結果の通知）
第１８条　協会は、前条の審査の結果、申込みに係る設計について認証したときは、別表第４号の技術基準適合認定等証書をもって申込者に通知する。
２　協会は、前条の審査の結果、基準設計認証を拒否するときは、理由を付して申込者に通知する。
３　前２項の通知は、原則として、申込みを受理した日から１５日以内（第４条に規定する休日を除く。）に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
（１）手数料の収納が確認されなかったとき。
（２）申込書又は申込書添付書類等に不備があったとき。

（基準設計認証の報告等）

第１９条　協会は、前条第１項の認証をしたときは、認定等規則第１９条第３項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月１日から１５日まで、１６日から末日までの期間ごとに、それぞれの期間経過後２週間以内に総務大臣に提出するものとする。

（１）基準設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）基準設計認証に係る設計（以下「認証設計」という。）に基づく端末機器の種類

（３）基準認証設計に基づく端末機器の名称

（４）基準設計認証番号

（５）基準設計認証をした年月日

２　前項の事項（第１号に掲げる事項にあっては、基準設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）は、総務大臣により官報で告示される。

（検査記録の作成等）

第２０条　第１８条第１項の設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、設計認証に係る確認の方法に従い、当該認証設計に基づく端末機器について検査を行い、認定等規則第２１条に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から１０年間保存しなければならない。

（１）検査に係る設計認証番号

（２）検査を行った年月日及び場所

（３）検査を行った責任者の氏名

（４）検査の方法

（５）検査の結果

２　前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（表示）

第２１条　認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について前条の義務を履行したときは、認定等規則第２２条に基づき当該端末機器の見やすい箇所に認証の表示を付するものとする。

２　前項の表示は、別表第５号（認定等規則様式第７号）に定めるとおりとする。ただし、既に認証を受けた者が当該認証に係る設計に基づく端末機器（以下「既認証機器」という。）と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器であって別表第６号に定める変更（以下「一部変更」という。）の設計について認証を受けた場合は、既認証機器と同一の認証番号とすることができる。

（申込みの取下げ）
第２２条　申込者は、申込みの全部又は一部を取り下げることができる。
２　協会は、申込みを受理した日から起算して３０日を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。
（１）第１６条第３項の受付確認の通知をした日から３０日以内に手数料の納付がなかったとき。
（２）申込書又は申込書添付書類に不備があり、その補正を求めた日から２０日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（基準設計認証事項の変更届出）
第２３条　認証取扱業者は、次に掲げる事項に変更（認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して１０年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、認定等規則第１９条第５項に基づき、遅滞なく別表第７号（認定等規則様式第６号）の届出書を総務大臣に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りでない。
（１）設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）認証設計に基づく端末機器の名称
２　前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを協会に提出するものとする。

（不正な認証等についての報告）
第２４条　協会は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。
（１）認証取扱業者が不正な手段により設計認証を受けたこと
（２）認定員が法令に違反して設計認証の審査をしたこと
（３）認証設計に基づく端末機器が技術基準に適合していないこと

第４章　基準認定

（基準認定の申込）
第２５条　第１６条の規定は、基準認定の申込みについて準用する。この場合において、第１項中「基準設計認証」とあるのは「基準認定」と、「基準設計認証の求めに係る端末機器」とあるのは「基準認定の求めに係る端末機器（以下「申込機器」という。）」と、「認定等規則別表第２号二において準用する別表第１号二」とあるのは「認定等規則別表第１号二」と読み替えるものとする。

（審査）
第２６条　審査は、認定等規則別表第１号に基づき行う。

（審査結果の通知）
第２７条　第１８条の規定は、基準認定の審査結果の通知について準用する。この場合において、第１項中「申込みに係る設計」とあるのは「申込機器」と、「別表第４号」とあるのは「別表第８号」と、第２項中「基準設計認証」とあるのは「基準認定」と読み替えるものとする。
（表示）
第２８条　協会は、基準認定をしたときは、認定等規則第１０条に基づき当該端末機器の見やすい箇所に表示するものとする。
２　前項の表示は、別表第５号（認定等規則様式第７号）の定めるとおりとする。

（基準認定の報告等）
第２９条　協会は、基準認定をしたときは、認定等規則第８条第３項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月１日から１５日まで、１６日から末日までの期間ごとに、それぞれの期間経過後２週間以内に総務大臣に提出するものとする。
（１）基準認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）基準認定を受けた端末機器の種類
（３）基準認定を受けた端末機器の名称
（４）基準認定番号
（５）基準認定をした年月日
２　前項の事項（第１号に掲げる事項にあっては、基準認定を受けた者の氏名又は名称に限る。）は、総務大臣により官報で告示される。

（申込みの取下げ）
第３０条　第２２条の規定は、基準認定の申込みの取下げについて準用する。

（基準認定事項の変更届出）
第３１条　基準認定を受けた者は、第２９条第１項第１号に掲げる事項に変更（基準認定を受けた日から起算して１０年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、認定等規則第８条第５項に基づき、遅滞なく別表第７号（認定等規則様式第６号）の届出書を総務大臣に提出するものとする。
２　前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを協会に提出するものとする。

（不正な認定等についての報告）
第３２条　協会は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。
（１）基準認定を受けた者が不正な手段により基準認定を受けたこと
（２）認定員が法令に違反して基準認定の審査をしたこと

第５章　条件設計認証

（条件設計認証の申込み）

第３３条　条件設計認証を受けようとする者は、別表第９号の申込書及び別表第２号の申込書添付書類を提出するものとする。

２　条件設計認証を受けようとする者は、別表第２号の申込書添付書類中試験結果報告等書類に代えて条件設計認証の求めに係る端末機器を提出することができる。

３　第１項の端末機器が、第１６条に定める基準設計認証の求めに係る端末機器と同一（以下「技術的条件複合端末」という。）の場合には、別表第１号の申込書の技術的条件の欄に所要事項を記載するほか、別表第２号の申込書添付書類に技術的条件に係る試験結果等に関する資料を追加し、他の書類は技術的条件複合端末として一体化した書類とするものとする。

４　協会は、申込書及び申込書添付書類等が事務所に到達したとき、直ちに申込みを受理する。

５　協会は、申込みを受理した後、申込書及び申込書添付書類等の点検をすみやかに実施して受付処理を行い、別表第３号の受付確認通知書をもって申込者に通知する。

（審査）

第３４条　審査は、認定等規則別表第２号に準じて行う。

（審査結果の通知）

第３５条　協会は、前条の審査の結果、申込に係る設計について認証したときは、別表第１０号の技術的条件適合認定等証書をもって申込者に通知する。ただし、技術的条件複合端末の場合は、別表第４号の様式に条件設計認証に関する事項を記載する。

２　協会は、前条の審査の結果、条件設計認証を拒否するときは、理由を付して申込者に通知する。

３　前２項の通知は、原則として、申込みを受理した日から１５日以内（第４条に規定する休日を除く。）に行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）手数料の収納が確認されなかったとき。

（２）申込書又は申込書添付書類等に不備があったとき。

（審査結果の公表）

第３６条　協会は、前条第１項の認証をしたときは、認定等規則第１９条第４項の規定に準じて次の事項を協会のホームページに掲載する。

（１）条件設計認証を受けた者の氏名又は名称

（２）条件設計認証に係る設計（以下「条件認証設計」という。）に基づく端末機器の種類

（３）条件認証設計に基づく端末機器の名称

（４）条件設計認証番号
（５）条件設計認証をした年月日
２　協会は、前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

（検査記録の作成等）
第３７条　第３５条第１項の条件設計認証を受けた者（以下「条件認証取扱業者」という。）は、認定等規則第２１条の規定に準じて次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から１０年間保存するものとする。
（１）検査に係る条件設計認証番号
（２）検査を行った年月日及び場所
（３）検査を行った責任者の氏名
（４）検査の方法
（５）検査の結果

（表示）
第３８条　条件認証取扱業者は、条件認証設計に基づく端末機器について前条の義務を履行したときは、認定等規則第２２条の規定に準じて当該端末機器の見やすい箇所に認証を付するものとする。ただし、これによりがたい場合は、取扱説明書等に表示することができる。
２　前項の表示は、別表第１１号に定めるとおりとする。ただし、既認証機器の一部変更の設計について認証を受けた場合は、既認証機器と同一の認証番号とすることができる。
３　協会は、認証の表示方法について外観図等添付書類で確認するものとする。

（申込みの取下げ）
第３９条　第２２条の規定は、条件設計認証の申込みの取下げについて準用する。

（条件設計認証事項の変更届出）
第４０条　条件認証取扱業者は、次に掲げる事項に変更（条件認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して１０年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、認定等規則第１９条第５項の規定に準じて、遅滞なく別表第１２号の届出書を協会に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りでない。
（１）条件設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）条件認証設計に基づく端末機器の名称

第６章　条件認定

（条件認定の申込み）

第４１条　第３３条の規定は、条件認定の申込みについて準用する。この場合において、第１項中「条件設計認証」とあるのは「条件認定」と、「条件設計認証の求めに係る端末機器」とあるのは「基準認定の求めに係る端末機器」と、第２項中「第１６条に定める基準設計認証」とあるのは「第２５条に定める基準認定」と読み替えるものとする。

（審査）

第４２条　審査は、認定等規則別表第１号に準じて行う。

（審査結果の通知）

第４３条　第３５条の規定は、条件認定の審査結果の通知について準用する。この場合において、第１項中「申込みに係る設計」とあるのは「申込機器」と、「別表第１０号」とあるのは「別表第１３号」と、「別表第４号」とあるのは「別表第８号」と読み替えるものとする。

（審査結果の公表）

第４４条　協会は、条件認定をしたときは、認定等規則第８条第４項の規定に準じて次の事項を協会のホームページに掲載する。

（１）条件認定を受けた者の氏名又は名称

（２）条件認定を受けた端末機器の種類

（３）条件認定を受けた端末機器の名称

（４）条件認定番号

（５）条件認定をした年月日

２　協会は、前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

（表示）

第４５条　協会は、条件認定をしたときは、認定等規則第１０条の規定に準じて別表第１１号に定める認定証を条件認定した端末機器の見やすい箇所に付するものとする。ただし、基準認定と同時に条件認定をした場合は、別表第５号に定める認定証に条件認定に係る認定番号を併記したものを付するものとする。

（申込みの取下げ）

第４６条　第２２条の規定は、条件認定の申込みの取下げについて準用する。

（条件認定事項の変更届出）

第４７条　条件適合認定を受けた者は、当該認定を受けた者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更（基準適合認定を受けた日から起算して１０年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、遅滞なく別表第１２号の届出書を協会に提出するものとする。

第７章　試験等

第１節　認定等の申込に係る端末機器の試験

（端末機器の試験）

第４８条　協会は、別表第２号の申込書添付書類中、試験結果報告等書類が提出されなかった場合、認定等の申込に係る端末機器について試験を行なう。

２　試験官は、認定等規則別表第１号二に基づき試験を行い、試験結果報告書を作成し、認定員に報告する。

３　前項の報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

（１）試験担当者名

（２）試験実施年月日

（３）試験実施場所

（４）試験に使用した測定機器名並びに較正を行った直近の年月日及び較正等機関名

（５）端末機器の名称

（６）試験項目及び試験結果

（７）試験の方法

４　申込者は、第２項の試験に立ち会うことができる。

第２節　確認機器等の試験

（確認機器等の試験）

第４９条　協会は、依頼により、認定等規則別表第４号二に定める技術基準適合自己確認に係る特定端末機器（以下「確認機器」という。）等の試験を行う。

（試験の依頼）

第５０条　確認機器等の試験を依頼しようとする者は、別表第１４号に定める試験依頼書に当該依頼に係る確認機器等及びその設計を添えて提出するものとする。

２　協会は、試験項目について依頼者の確認を得ながら点検をすみやかに実施して受付処理を行う。

３　依頼者は、前条の試験に立ち会うことができる。

（試験結果の通知）

第５１条　協会は、別表第１５号の試験結果通知書をもって依頼者に通知する。

第３節　試験の委託

（試験の委託）

第５２条　協会は、試験の一部又は全部について協会で対応できない状況にあるときは、申込者等の同意を得て、ＮＴＴアドバンステクノロジ株式会社（東京都武蔵野市中町２－４－１５）に試験の一部又は全部について委託する。

２　協会は、他の試験機関が行った試験結果について申込者等に責任を負う。

３　第１項の委託を行う場合の試験委託標準条件書は別表第１６号のとおりとする。

４　協会は、第１項の試験の委託を行った場合において、認定等規則第２７条第２項各号に掲げる事項について取り決めた文書を協会内に備え付け、直接利害関係を有する者から閲覧の申し出があったときは、閲覧に供するものとする。

第４節　測定機器等の管理

（測定機器等の管理）

第５３条　技術管理者は、試験が適正に行われるよう試験に使用する測定機器及び測定室の環境について管理し、その状況を管理簿に記録する。

（測定機器の較正）

第５４条　技術管理者は、試験に使用する測定機器について、法第６９条第１項第２号に定める較正を行い、較正の状況を測定機器較正管理簿に記録する。

第８章　手数料等

（認定等手数料の額）

第５５条　第１６条の基準設計認証を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第１７号のとおりとする。

２　第２５条の基準認定を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第１８号のとおりとする。

３　第３３条の条件設計認証を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第１９号のとおりとする。

４　第４１条の条件認定を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第２０号のとおりとする。

５　試験結果報告等書類の提出がないため、当協会で端末機器の試験を行う場合であって試験項目が複雑多岐にわたり、又は特別な測定器等が必要とされるときの審査手数料は、前４項に規定する手数料の額に特別料金を加算した額とする。

６　次の認定等審査申込に係る審査手数料については、別表第１７号から別表第２０号に定める手数料の１０％相当額を減額する。

（１）前年度における認定等審査申込件数が１５件以上の者に係る認定等審査申込（試験結果報告等書類を添付したものに限る。以下次号において同じ。）

（２）当該年度における一の者からの認定等審査申込件数が７件を超えた者に係る当該超過認定等審査申込

（端末機器試験手数料の額）
第５６条　第５０条第１項の確認機器等の試験を受けようとする者の支払う手数料の額は、最低４２，０００円（消費税を含む。）とし、試験項目に応じて加算する。この場合、合計の額が２９４，０００円（消費税を含む。）を上回らない額とする。

（手数料の収納）
第５７条　協会は、認定等の申込又は確認機器の試験の依頼を受理したときは、前条の手数料を請求書をもって請求し、現金若しくは郵便為替又は協会の郵便振替口座若しくは銀行口座への振込みにより収納する。

第９章　認定等関連業務

第１節　相手先商標による供給又は名称変更に係る登録証明書発行

（登録依頼）
第５８条　協会は、基準認証設計又は条件認証設計に基づく端末機器（以下「既認証設計機器」という。）について相手先商標による供給を行おうとする者の依頼に応じて、供給先の既認定機器に係る認証設計と同一の設計であることを証明する相手先商標登録証明書を発行することができる。
２　協会は、既認証設計機器について名称変更の登録を行い、当該登録について証明を受けようとする者の依頼に応じて、名称変更登録証明書を発行することができる。
３　第１項の相手先商標登録証明書又は前項の名称変更登録証明書発行を受けようとする者は、別表第２１号の相手先商標・名称変更登録依頼書を協会に提出するものとする。

（手数料の収納及び登録証明書の発行）
第５９条　協会は、次条の手数料について、現金若しくは郵便為替又は協会の郵便振替口座若しくは銀行口座への振り込みによる収納を確認した後、別表第２２号の相手先商標・名称変更登録証明書を発行する。

（手数料の額）
第６０条　手数料の額は、登録証明書１件につき２１，０００円（消費税を含む。）とする。

（登録証明書発行記録簿）
第６１条　協会は、登録証明書の発行状況を登録証明書発行記録簿に記録するものとする。

第２節　認定証の発行

（発行依頼）

第６２条　協会は、認定等を受けた者の依頼に応じて当該認定等に係る端末機器に表示する認定証を発行するものとする。
２　認定証の発行を受けようとする者は、別表第２３号の認定証発行依頼書を協会に提出するものとする。

（手数料の収納及び認定証の発行）
第６３条　協会は、次条の手数料について、現金若しくは郵便為替又は協会の郵便振替口座若しくは銀行口座への振り込みによる収納を確認した後、別表第２４号の認定証を発行する。

（手数料の額）
第６４条　手数料の額は、認定証５０枚単位で１，０５０円（消費税を含む。）とする。

（認定証発行管理簿）
第６５条　協会は、認定証の発行状況を認定証発行管理簿に記録するものとする。

第３節　技術基準適合認定等証書等の再発行

（再発行の依頼）
第６６条　協会は、既に技術基準適合認定等証書又は技術的条件適合認定等証書（以下「認定等証書」という。）の交付を受けた者の依頼に応じて、当該認定等証書の再発行を行うものとする。
２　認定等証書の再発行を受けようとする者は、別表第２５号の認定等証書再発行依頼書を協会に提出するものとする。

（手数料の収納及び認定等証書の再発行）
第６７条　協会は、次条の手数料について、現金若しくは郵便為替又は協会の郵便振替口座若しくは銀行口座への振り込みによる収納を確認した後、認定等証書を再発行する。

（手数料の額）
第６８条　手数料の額は、認定証書１件につき５，２５０円（消費税を含む。）とする。

（認定等証書再発行記録簿）
第６９条　協会は、認定証の発行状況を認定等証書再発行記録簿に記録するものとする。

第１０章　異議申立・申告

（異議申立）

第７０条　申込者又は依頼者は、協会の行った審査結果又は試験結果に異議ある場合には、その旨を記載した書面（以下「異議申立書」という。）を協会に提出して、異議申立をすることができる。

２　異議申立書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）異議申立人の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

（２）異議申立に係る端末機器の種類及び名称

（３）異議申立の趣旨及び理由

（４）その他協会が別に定める事項

（異議申立期間）

第７１条　異議申立は、認定等の審査結果又は確認機器の試験結果の通知がなされた日の翌日から起算して１ヶ月以内にしなければならない。

（異議申立審査委員会への諮問）

第７２条　協会は、異議申立についての決定をしようとするときは、異議申立審査委員会に諮問し、その議決を尊重して措置しなければならない。ただし、異議申立てが前条に規定する異議申立期間の経過後になされたものであるとき、その他異議申立てが第７０条で定める要件に適合しないときは、この限りでない。

（異議申立人への通知）

第７３条　協会は、異議申立てについての結果を原則として異議申立書を受理した日から起算して2ヶ月以内に文書をもって通知する。

（申告）

第７４条　協会は、認定等の業務に関し、申告（電話、電子メール、文書等その方法、態様を問わず、苦情、感謝、要望等申出の一切を含む。以下同じ。）を受けたときは、事実関係を調査のうえ、すみやかに回答を行う。

２　協会は、申告内容及び当該申告に対する措置状況について申告記録簿に記録する。

第１１章　端末機器の実態調査

（調査）

第７５条　協会は、第１８条第１項の認証をした設計に基づく端末機器について、市場から適宜購入して、技術基準への適合性及び同一性の確保並びに認定等規則様式第７号で定める表示について確認するための調査を行う。

２　前項の調査を行ったときは、次の各号に掲げる事項を端末機器実態調査記録簿に

記録する。
（１）機種
（２）認証を受けた者の氏名
（３）端末機器の名称
（４）認証番号
（５）認証年月日
（６）端末機器の購入年月日及び購入場所
（７）測定日
（８）測定結果
（９）測定者
（１０）認証の表示の状況
（１１）その他特記すべき事項

（不適合機器等に対する措置）
第７６条　協会は、前条の調査の結果、端末機器について技術基準への適合性及び同一性の確保並びに認定等規則様式第７号で定める表示に瑕疵が認められた場合は、当該端末機器の認証を受けた者に対し、文書をもって改善を求めるものとする。
２　前項の改善を求められた者は、すみやかにその措置状況について文書をもって報告するものとする。
３　協会は、前２項の措置状況等について、端末機器改善措置記録簿に記録する。

第１２章　自治監査

（自治監査の実施）
第７７条　協会は、認定等業務の品質の維持・向上を図るため、定期（年２回）　又は臨時に認定等業務について自治監査を行う。
２　品質保証担当者は、自治監査の実施計画を策定し、監査を行い、その結果を自治監査実施記録簿に記録する。

（監査結果に基づく措置）
第７８条　前条の監査の結果、改善すべき事項があった場合は、すみやかに是正措置を講じ、当該措置状況を自治監査実施記録簿に記録する。

第１３章　帳簿等の管理

（帳簿等管理者）
第７９条　協会における帳簿等の管理に関する事務の管理責任者として、帳簿等管理官を置く。

（帳簿の種類及び保存期間）

第８０条　帳簿の種類及び保存期間は、次のとおりとする。

（１）認定等規則第１５条に定める帳簿	１０年
（２）認定等規則第２３条において準用する第１５条に定める帳簿	１０年
（３）申込書及び申込書添付書類	１０年
（４）試験結果報告書	１０年
（５）測定機器等管理簿	５年
（６）測定機器較正管理簿	５年
（７）登録証明書発行記録簿	５年
（８）認定証発行管理簿	５年
（９）認定等証書再発行記録簿	５年
（１０）異議申立書及び結果通知書	５年
（１１）端末機器実態調査記録簿	５年
（１２）端末機器改善措置記録簿	５年
（１３）自治監査実施記録簿	５年

（保存期間の起算）

第８１条　帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

（帳簿等の保存方法）

第８２条　帳簿等は、組織としての管理が適切に行い得る専用の場所で保存するものとする。この場合において、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保存する。

第１４章　会計等

（会計整理）

第８３条　協会は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。ただし、収入については、認定等の業務によるものと、それ以外の業務によるものとに区分のうえ整理する。

（会計帳簿等の保存期間）

第８４条　前条の会計帳簿及びその他会計に関する書類の保存期間は、１０年とする。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第８５条　協会は、次の各号に掲げる資料を協会に備え付け、閲覧に供するとともに、協会のホームページに掲載するものとする。

（１）事業報告書
（２）収支計算書
（３）正味財産増減計算書
（４）貸借対照表

（５）財産目録

第１５章　雑則

第８６条　この規定に定めるもののほか、必要に応じて細則を定める。
２　前項の細則を定めたときは、総務大臣に届け出るものとする。

第８７条　第６条第４号の規定は役員に、また、第１１条第１項及び第２項並びに第１４条の規定は認定員以外の者について準用する。

第８８条　協会は、申込者に対して端末機器技術基準適合認定等業務規程を交付するものとする。ただし、申込者が既に交付を受けている場合は、この限りでない。

附則

（施行期日）
第１条　この規程は、平成１６年１月２６日以降に協会が受理した申込みから適用する。

（審査手数料の減額に関する経過措置）
第２条　平成１６年１月２６日から同年３月３１日までの間、第５５条第６項第１号中「前年度における認定等審査申込件数が１５件以上」とあるのは「平成１５年４月１日から同年１２月３１日までの間における認定等審査申込件数が１２件以上」と、第２号中「７件」とあるのは「５件」と読み替えるものとする。

別表第１号（第１６条及び第２５条関係）

技 術 基 準 適 合 認 定 等 申 込 書

年　　月　　日

（財）電気通信端末機器審査協会
理　事　長　殿

申込者住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申　込　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申込責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
電 話 番 号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の端末機器について、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則

	第８条の端末機器の技術基準適合認定
	第１９条の端末機器の設計についての認証、
	及び技術的条件適合認定等

を受けたいので別紙書類等を添えて提出します。

記

申込機器名						
申込区分			新　規　申　込		一 部 変 更 申 込	
機器の種類	技術基準適用端末		電話用設備に接続される端末機器			
			電話機		構内交換設備（収容回線数１）	
			変復調装置		構内交換設備（収容回線数２以上）	
			ファクシミリ		ボタン電話装置（収容回線１）	
			その他の端末機器		ボタン電話装置（収容回線２以上）	
			無線呼出用設備に接続される端末機器			
			総合デジタル通信用設備に接続される端末機器			
			専用通信回線設備に接続される端末機器（ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの種類１）			
			専用通信回線設備に接続される端末機器（ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの種類２以上）			
	技術的条件適用端末		専用通信回線設備に接続される端末機器（ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの種類１）			
			専用通信回線設備に接続される端末機器（ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの種類２以上）			
			移動用通信設備に接続される端末機器			
			その他の通信用設備に接続される端末機器			
右欄に掲げる条件を満たした試験結果を記載した書類の添付			１,電気通信事業法第69条第１項第２号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。 ２,総務省告示第88号（平成16年1月26日）で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。（技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当協会及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。）			

（日本工業規格Ａ列４番）

注１　申込者が法人の場合は、法人名及び法人全体を代表する者の役職名及び氏名を記載すること。
２　申込責任者は、端末機器の製造及び品質管理等について責任と権限を有する者の役職名及び氏名を記載し、責任者の印を押印すること（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）。
３　該当する個所に○印を付けること。
４　試験結果を記載した書類の添付が無い場合は、端末機器を提出すること。

別表第２号（第１６条、第２５条、第３３条及び第４１条関係）

申 込 書 に 添 付 す る 書 類

添付する書類	説　　明
端末機器概要説明書	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要について説明した資料をいう。
試験結果報告等書類（＊1）	端末機器について、技術基準及び技術的条件に適合していることを説明した資料で、次の（１）及び（２）に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の（１）及び（２）に適合することを示す書類をいう。 （１）電気通信事業法第６９条第１項第２号の較正等を受けた測定機器等を使用して試験を行ったものであること。（＊２） （２）総務省告示第８８号（平成１６年１月２６日）で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。（技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当協会及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。）
外観図	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面をいう。
接続系統図及びブロック図	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との方法を記載した図面及び当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。
操作マニュアル	端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。
確認方法書（＊３）	端末機器の設計についての認証に係る申込の場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記録した資料であって、具体的には認定等規則別表第３号に定める資料（別添）をいう。

＊1　試験結果報告等書類の提出がない場合は、端末機器の提出が必要です。

＊2　試験の際使用した測定器等ごとに次の事項を記載した資料を提出していただきます。

①　名称又は型式　②　製造事業者名　③　製造番号　④　較正等の年月日

⑤　較正等を行った者の氏名又は名称

＊３　規則別表第３号に定める資料（別添）に替えて端末機器の取扱いに係る工場等の全部が規則別表第３号に掲げる事項のすべてに適合していることを証する次の何れか又はこれに準ずる登録証（写し）を提出することができます。ただし、当該認証規格でカバーされていない事項については代替できません。

①　ISO9001:2000　②　TL9000

別添

確　認　方　法　書　の　記　載　事　項

事　　項	記　載　内　容
1　組織並びに管理者の責任及び権限	電気通信事業法第５０条の５第１項の義務（以下「設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
2　設計合致義務を履行するための管理	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき設計合致義務が適切に履行されることの説明
3　端末機器の検査	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明
4　測定器等の管理方法	端末機器の検査に必要な測定器等の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器等の管理が適切に行われることの説明
5　その他の事項	その他設計合致義務を履行するために必要な事項

別表第３号（第１６条、第２５条、第３３条及び第４１条関係）

受　付　確　認　通　知　書

申　込　者　殿

財団法人　電気通信端末機器審査協会
理　事　長　　印

下記の端末機器について、受け付けたことを通知します。
なお、審査結果の通知は、原則として１５日（休日を除く。）以内に行います。
ただし、この期間内に手数料の納付がない場合は、納付を待って通知します。

申　込　者			
機　器　名			
展開機器名			
機器の種類			
受 付 番 号			
予 約 番 号		通知年月日	年　　月　　日
備考			

注１　上記の予約番号については、下記事項を了承願います。
（１）申込資料の審査過程によっては、予約番号が変更になる場合があります。
（２）当該申込について不適合通知がなされた場合は、予約番号は無効とします。
２　業務規程第２２条第２項（第 30 条、第 39 条及び第 46 条において準用する場合を含む。）に定める条件に該当した場合は、申込書の取り下げを求めることがあります。

別表第４号（第１８条関係）

技 術 基 準 適 合 認 定 等 証 書

申 込 者 殿

財団法人 電気通信端末機器審査協会
理 事 長 印

下記のとおり電気通信事業法第５０条の４第２項の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証します。

設計認証を受けた者			
機 器 名			
展開機器名			
機器の種類			
認 証 番 号		認証年月日	年 月 日
備考			

端末機器の取扱については、下記事項を了承願います。

（１）本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術基準に適合しているかどうか及び当該設計に合致するものとなることができるか審査したもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。

（２）機器への認証の表示は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第２１条（業務規程第２０条参照）の検査記録を作成の後、機器の外面の見易い箇所に容易に消えない方法で行って下さい。

（３）本機器設置時に必要な機器の直流抵抗値等を取扱説明書等に明記して下さい。

別表第５号（第２１条及び第２８条関係）

認　定　証

表示は、次の様式に設計認証については記号Ⓣ及び設計認証番号を付加したもの、技術基準適合については記号Ⓐ及び技術基準適合認定番号を付加したものとする。

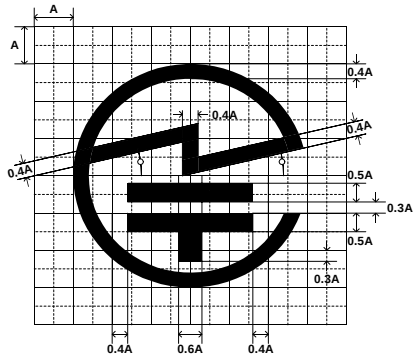

注１　大きさは、直径５ミリメートル以上（体積が１００ｃｃ以下の端末機器にあっては、直径３ミリメートル以上）であること。

２　材料は、容易に損傷しないものであること。

３　色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

４　設計認証番号の付定は次のとおりとすること。

（１）最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。

端　末　機　器　の　種　類	記号
電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

＊二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器に係る記号を列記するものとする。

（２）次に受付年西暦（下２桁）を付定する。

（３）その後、当協会の通し番号（４桁）を付定する。

（４）最後に登録認定機関の識別符号（当協会は００１）を付定する。

{参考}

認証番号の例

ＡＣＤ	０４	－	０１００	００１
端末機器種類	西暦		通し番号	登録認定機関識別符号

別表第6号（第19条、第21条、第36条及び第３８条関係）

一　部　変　更　の　範　囲

端末機器の種類		一　部　変　更　の　範　囲
一　電話用設備に接続される端末機器	1 電話機	(１) 次の接続インターフェースが異ならないこと。 ①電話回線　②使用電波別移動電話回線　③使用電波別移動通信（パケット）回線　④使用電波別移動通信回線＋移動通信用回線 (２) 次の方式・機能が異ならないこと。 ①通話回線方式　②網制御装置及び素子　③選択信号方式　④拡声通話機能　⑤自動発信機能の有無　⑥自動応答機能の有無　⑦肉声通話以外の通信機能の有無 (３) 上記(２)に係る回路及びプログラムが異ならないこと。 (４) 上記(２)の機能部を除く形状が異ならないこと。 (５) 最大収容回線が異ならないこと。
	2 構内交換設備又はボタン電話装置	(１) 次の交換機又は主装置の基本機能が異ならないこと。 ①通話路方式　②通話路構成　③通話電流の供給方式　④基本制御方式及び素子　⑤内線制御信号伝送方式（ライン回路で対処可能なものを除く。） (２) 上記（１）に係る回路及びプログラムが異ならないこと。 (３) 交換機又は主装置の形状が異ならないこと（形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が１０％を超えるものを除く。）。 (４) 次の最大収容回線数及び収容回線増設単位が異ならないこと。 ①電話回線　②内線　③電話回線＋内線
	3 変復調装置	(１) １の（２）及び次の方式・機能が異ならないこと。 ①通信方式（全二重・半二重）　②最高送信通信速度　③変調方式 ④搬送周波数　⑤同期方式　⑥通信制御手順　⑦網制御機能（自動再発信機能の有無を除く。） (２) 上記（１）に係る回路及びプログラムが異ならないこと。 (３) 基本設計が異ならないこと。 (４) 形状が異ならないこと（形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が１０％を超えるものを除く。）。
	4 ファクシミリ	(１) ３の（１）に掲げる方式・機能が異ならないこと。 (２) 通話機能の有無が異ならないこと。 (３) 上記（１）に係る回路及びプログラムが異ならないこと。 (４) 基本設計が異ならないこと。 (５) 形状が異ならないこと（形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が１０％を超えるものを除く。）。 (６) 最大収容回線が異ならないこと。

	5 その他の端末機器	(1) 1の（1）に掲げる接続インターフェースが異ならないこと。 (2) 3の（1）に掲げる方式・機能が異ならないこと。 (3) 上記（2）に係る回路及びプログラムが異ならないこと。 (4) 基本設計が異ならないこと。 (5) 主たる装置の形状が異ならないこと（形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が１０％を超えるものを除く。）。 (6) 最大収容回線が異ならないこと。
二　無線呼出用設備に接続される端末機器		(1) 基本設計が異ならないこと。 (2) 上記（1）の機能部を除く形状が異ならないこと。
三　総合デジタル通信用設備に接続される端末機器		(1) 次の接続インターフェースが異ならないこと。 ①基本　②一次群及び基本＋一次群 (2) 回線交換接続機能の有無が異ならないこと。 (3) 基本設計が異ならないこと。 (4) 形状が異ならないこと（形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が１０％を超えるものを除く。）。 (5) 最大収容回線（基本及び一次群）が異ならないこと。
四　専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用設備に接続される端末機器		(1) 次の基本機能が異ならないこと。 ①接続する技術基準適用上のインターフェースの種類 ②3の（1）の①～⑦までの機能 (2) 形状が異ならないこと（形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が１０％を超えるものを除く。）。 (3) 最大収容回線が異ならないこと。

別表第７号（第２３条及び第３１条関係）

氏 名 又 は名 称 等 変 更 届 出 書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則　第８条第５項
第１９条第５項　の規定により
第２７条第５項
第３５条第５項

、下記のとおり届け出ます。

記

１　変更した事項
２　変更した年月日

注１　変更した事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
　２　不要の文字は、抹消すること。
　３　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。

別表第８号（第２７条関係）

技 術 基 準 適 合 認 定 等 証 書

申 込 者 殿

財団法人 電気通信端末機器審査協会
理 事 長 印

下記の端末機器は、電気通信事業法第５０条第１項の規定に基づく技術基準適合認定を行ったものであることを証します。

認定を受けた者			
機 器 名			
展開機器名			
機器の種類			
認 定 番 号		認定年月日	年 月 日
備考			

端末機器の取扱については、下記事項を了承願います。

（１）本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術基準との適合について審査したもので機器の品質、性能を保証するものではありません。

（２）本機器設置時に必要な機器の直流抵抗値等を取扱説明書等に明記して下さい。

別表第９号（第３３条及び第４１条関係）

技 術 的 条 件 適 合 認 定 等 申 込 書

年　　月　　日

（財）電気通信端末機器審査協会
理　事　長　殿

申込者住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申　込　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申込責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
電 話 番 号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の端末機器について、電気通信事業法施行規則第３２条第１項第５号の端末機器の
設計認証
技術的条件　　適合認定　　を受けたいので別紙書類等を添えて提出します。

記

機　器　名				
認定等区分		設 計 認 証		適　合　認　定
申 込 区 分		新 規 申 込		一部変更申込
機器の種類		専用通信回線設備等に接続される端末機器（ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの種類１）		
		専用通信回線設備等に接続される端末機器（ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽの種類２以上）		
		移動通信用設備に接続される端末機器		
		その他の通信用設備に接続される端末機器		
右欄に掲げる条件を満たした試験結果を記載した書類の添付		１，電気通信事業法第69条第１項第２号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。 ２，総務省告示第88号（平成１６年１月26日）で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。（技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当協会及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。）		

（日本工業規格Ａ列４番）

注１　申込者が法人の場合は、法人名及び法人全体を代表する者の役職名及び氏名を記載すること。
２　申込責任者は、端末機器の製造及び品質管理等について責任と権限を有する者の役職名及び氏名を記載し、責任者の印を押印すること（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）。
３　該当する箇所に○印を付けること。
４　試験結果を記載した書類の添付が無い場合は、端末機器を提出すること。

別表第１０号（第３５条関係）

技 術 的 条 件 適 合 認 定 等 証 書

申 込 者 殿

財団法人 電気通信端末機器審査協会
理 事 長 印

下記のとおり電気通信事業法施行規則第３２条第１項第５号の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証します。

設計認証を受けた者			
機 器 名			
展開機器名			
機器の種類			
認 証 番 号		認証年月日	年 月 日
備考			

端末機器の取扱については、下記事項を了承願います。

（１）本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術的条件に適合しているかどうか及び当該設計に合致するものとなることができるか審査したもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。

（２）機器への認証の表示は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第２１条（業務規程第３７条参照）の検査記録を作成の後、機器の外面の見易い箇所に容易に消えない方法で行って下さい。

別表第１１号（第３８条及び第４５条関係）

Ⅰ　技術的条件設計認証の表示は、次のとおりとする。

1　材料は、容易に損傷しないものであること。
2　色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
3　認証番号の付定は次のとおりとします。
（1）最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるところによります。

端　末　機　器　の　種　類	記号
移動通信端末	J
専用通信回線設備等端末	L
その他の通信端末	K

（2）次に受付西暦（下２桁）を付定します。
（3）その後、当協会の通し番号（４桁）を付定します。

{参考} 認証番号の例

Ｌ　　０４　－　０００２０
端末機器種類　西暦　　通し番号

Ⅱ　技術的条件適合認定に係る端末機器については、協会において次のラベルを表示します。

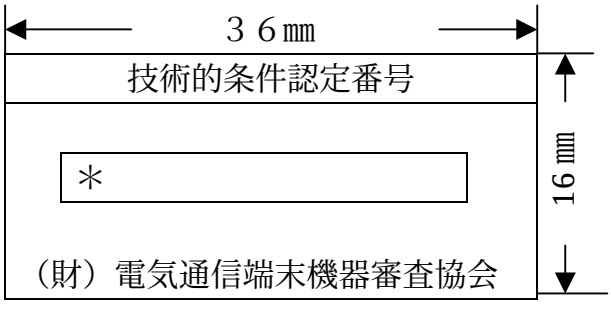

＊内に認定番号を表示します。

別表第１２号（第４０条及び第４７条関係）

氏 名 又 は 名 称 等 変 更 届 出 書

年　　月　　日

（財）電気通信端末機器審査協会
理　事　長　殿

届出者住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
印
電 話 番 号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設計認証
技術的条件について　適合認定　を受けた事項について下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

１　変更した事項

変更した事項		変　更　後	変　更　前
	設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
	認証設計に基づく端末機器の名称		
	適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		

２ 変更した年月日
年　　月　　日

（日本工業規格Ａ列４番）

注１　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
２　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押すこと。ただし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
３　該当する変更した事項の左欄に○印をつけること。

別表第１３号（第４３条関係）

技 術 的 条 件 適 合 認 定 等 証 書

申 込 者 殿

財団法人 電気通信端末機器審査協会
理 事 長 印

下記の端末機器は、電気通信事業法施行規則第３２条第１項第５号の規定に基づく技術的条件適合認定を行ったものであることを証します。

<table>
<tr><td colspan="2">認定を受けた者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">機 器 名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">展開機器名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">機器の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認 定 番 号</td><td></td><td>認定年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>備
考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術的条件との適合について審査したもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。</td></tr>
</table>

別表第１４号（第５０条関係）

試　験　依　頼　書

年　　月　　日

（財）電気通信端末機器審査協会

理　事　長　殿

申込者住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿印

電 話 番 号：＿＿＿＿＿＿＿＿

技 術 基 準

下記の端末機器について　技術的条件　に係る試験を依頼したいので端末機器及び別紙書類を添えて提出します。

機　器　の　名　称	
通信するネットワーク	
端 末 機 器 の 種 類	
試験を依頼する項目	
備　　考	

（日本工業規格Ａ列４番）

注１　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

２　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押すこと。ただし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

３　備考欄には、本依頼に基づく試験結果報告書について、技術基準適合認定等の申込書の添付又は技術基準適合自己確認に係る試験の委託等、当該試験結果報告書の使用目的について記載すること。

別表第１５号（第５１条関係）

試　験　結　果　通　知　書

平成　　年　　月　　日
第　　号

依　頼　者　殿

財団法人 電気通信端末機器審査協会
理　事　長　　印

下記の端末機器について、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則別表第１号二の規定に基づき試験を行った結果を通知します。

記

機器の名称		
機器の種類		
試験項目		
試験結果		
試験項目		
試験実施年月日		
試験場所		
試験官名		
技術管理者名		
測定機器	測定器の名称	
	測定器の型式	
	製造事業者名	
	識別番号	
較正	較正年月日	
	較正機関	
備考（＊）		

（＊）備考欄には、試験について協会が委託した場合の委託項目及び受託者名について記載しています。

別表第１６号（第５２条関係）

技術基準及び技術的条件適合性試験委託標準条件書

財団法人電気通信端末機器審査協会（以下「甲」という。）と試験機関（以下「乙」という。）とは、甲が電気通信端末機器（以下「端末機器」という。）の技術基準（技術的条件を含む。以下同じ。）に適合するものであるかどうかについての試験の実施について甲から乙へ委託する場合の条件を次のとおり定める。

１　目　的

甲は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「認定等規則」という。）第８条第２項（認定等規則第１９条第２項において準用する場合を含む。）に基づき端末機器の技術基準適合性の確認のための試験を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

２　依頼する試験の種類

甲が乙に依頼する試験の種類は、次のとおりとする。

（１）技術基準適合認定の求めに係る端末機器について技術基準に適合するものであるかどうかについての試験（以下「申込機器試験」という。）

（２）端末機器の設計の認証の求めに係る端末機器について技術基準に適合するものであるかどうかについての試験（以下「設計認証の求めに係る端末機器試験」という。）

３　試験の委託

（１）甲は、申込機器試験を委託する場合は、試験に係る申込機器並びに具体的試験項目及び試験方法を明記した仕様書を交付する。

（２）設計認証の求めに係る端末機器試験を委託する場合は、前号のほか、接続系統図及びブロック図その他試験に必要な資料を交付する。

４　試験の方法

電気通信事業法第４９条第１項の総務省令で定める技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により行う。なお、技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当協会及び申込機器等に係る製造業者等の第三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行う。

５　試験に使用する測定機器

乙は、電気通信事業法第６９条第１項第２号に規定する測定機器等を使用する。

6　設備負担

乙は、本試験用設備及び場所を乙の負担と責任において用意する。

7　試験結果報告書

乙は、試験の結果に基づき、試験結果報告書を作成し、甲に提出する。

乙が甲に提出する試験結果報告書には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

（1）試験により得られた値を記載する報告書である旨の表記
（2）報告書の発行番号、ページ及び発行年月日
（3）報告書を発行した者の名称及び住所並びに報告書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び記名押印又は署名
（4）試験を行った年月日及び場所
（5）試験を行った職員の役職名、氏名及び記名押印又は署名
（6）試験を行った端末機器の種別、名称及び型式
（7）試験により得られた値及びその値に付随する情報
（8）試験の方法及びそれに付随する情報
（9）試験を行った際に使用した測定機器等の型式又は名称並びに較正を行った直近の年月日及び較正機関名
（10）その他契約時に甲が指定した事項

8　試験結果報告書の提出期日

乙は、甲の委託を受託してから5日（休祝日を除く。）以内に試験結果報告書を甲に提出するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

9　試験結果報告書の扱い

乙は、乙が作成した試験結果報告書について甲についてのみ責任を負う。

10　試験受託料

（1）乙は、甲からの試験の委託を受託したときは、試験項目等に応じて受託料金を請求する。
（2）甲は、乙から試験結果報告書を受領した日から起算して3日（休祝日を除く。）以内に前号の金額を乙の指定する口座に振り込むものとする。

11　試験の立ち会い

乙は、甲が乙の行う試験について立ち会いを求めたときは、これに応じるものとする。

12　再委託

乙は、甲から受託した試験業務を第三者に委託してはならない。

13　秘密の保持

甲及び乙は、委託に係る試験業務に関して知り得た事項について本試験の目的以外に利用し、又は第三者に漏洩してはならない。ただし、既に公表されている事項又は当該端末機器の試験を甲に依頼した者の同意を得たときは、この限りでない。

14　協議

この条件書に定める事項について疑義が生じた場合、又は定めのない事象が発生した場合は、甲乙協議し、誠意を持って解決にあたるものとする。

別表第17号（第５５条関係）

（1） 技術基準・設計認証審査に係る手数料（非課税）

（平成１６年 1月 ２６日）

手数料の額（円） 端末機器の種類	試験結果報告等書類(*1)の提出あり				端末機器の試験を行う場合（＊2）			
	新　規		一部変更（*3）		新　規		一部変更（*3）	
	単独	複合(*4)	単独	複合(*4)	単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1　電話用設備に接続される端末機器（*6）(*7)								
（1）　電　話　機	269,000	246,000	142,000	119,000	396,000	368,000	238,000	209,000
（2）　構内交換設備又はボタン電話装置								
①　収容回線数　1回線	400,000	383,000	84,000	67,000	633,000	611,000	238,000	216,000
②　収容回線数　2回線以上	485,000	463,000	102,000	80,000	768,000	740,000	289,000	261,000
（3）　変復調装置、ファクシミリその他の端末機器（*7）	269,000	245,000	155,000	131,000	394,000	364,000	251,000	221,000
2　無線呼出用設備に接続される端末設備	109,000	85,000	67,000	43,000	150,000	120,000	98,000	68,000
3　総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	267,000	243,000	153,000	129,000	391,000	361,000	249,000	219,000
4　専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器								
①インタフェースの種類　1（*5）	127,000	104,000	90,000	67,000	175,000	146,000	129,000	100,000
②インタフェースの種類　2以上	136,000	111,000	96,000	71,000	188,000	156,000	138,000	106,000

(*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第２号に定める書類をいう。

(*2)「試験結果報告等書類」の提出がないため、当協会で端末機器の試験を行う場合であって、試験項目が複雑多岐にわたり、又は特別な測定器等が必要とされるときは、表に掲げる額に特別料金を加算する。

(*3)「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みをいう。

(*4)「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みをいう。

(*5)「インタフェースの種類」とは、専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件（平成１１年郵政省告示第１６２号）別表第１号から別表第６号に定める種類をいう。

(*6) 電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く。）についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは、表に掲げる額に3万円加算する。

(*7) 電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く。）の移動電話端末で複数の方式（PDC,PHS等）にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算する。

(*8) 次のいずれかに該当する端末機器(一部変更を除く。）については、表に掲げる額から3万円減額する。

① 端末設備等規則第９条（端末設備内において電波を使用する端末機器）のみに係る機器

② 端末設備等第１８条（発信の機能）又は第３０条（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）のみに係る機器

(*9) 認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの(一部変更を除く。）については、表に掲げる額から5万円減額する。

（*10) 大口申込者に係る認定等審査手数料金の減額については、業務規程第５５条第６項の規定による。

別表第18号（第５５条関係）

（2） 技術基準・適合認定審査に係る手数料(非課税)

（平成１６年 1月 ２６日）

手数料の額（円） 端末機器の種類	試験結果報告等書類(*1)の提出あり		端末機器の試験を行う場合(*2)	
	単　独	複　合 (*3)	単　独	複　合 (*3)
1　電話用設備に接続される端末機器				
（1） 電話機	27,000	24,000	67,000	64,000
（2） 構内交換設備又はボタン電話装置				
① 収容回線数　1回線	23,000	21,000	76,000	73,000
② 収容回線数　2回線以上	27,000	25,000	92,000	89,000
（3） 変復調装置、ファクシミリその他の端 末機器	27,000	25,000	66,000	63,000
2　無線呼出用設備に接続される端末機器	25,000	22,000	34,000	31,000
3　総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	27,000	25,000	66,000	63,000
4　専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器				
① インタフェースの種類　1(*4)	25,000	23,000	43,000	40,000
② インタフェースの種類　2以上	27,000	25,000	46,000	43,000

（＊1） 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第２号に定める書類をいう。

（＊2） 「試験結果報告等書類」の提出がないため、当協会で端末機器の試験を行う場合であって、試験項目が複雑多岐にわたり、又は特別な測定機器等が必要とされるときは、表に掲げる額に特別料金を加算する。

（＊3） 「複合」とは、２以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その２以上の端末機器が構造上一体となっている申込みをいう。

（＊4） 「インタフェースの種類」とは、専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件（平成１１年郵政省告示第１６２号）別表第１号から別表第６号に定める種類をいう。

（＊5） 大口申込者に係る認定等審査手数料金の減額については、業務規程第５５条第６項の規定による。

別表第19号（第55条関係）

（3） 技術的条件・設計認証審査に係る手数料(消費税を含む。)

（平成16年 1月 26日）

手数料の額（円） 端末機器の種類	試験結果報告等書類（*1)の提出あり				端末機器の試験を行う場合(*2)			
	新　規		一部変更 (*3)		新　規		一部変更 (*3)	
	単 独	複合(*4)	単 独	複合(*4)	単 独	複合(*4)	単 独	複合(*4)
1　移動通信端末機器	279,300	237,300	180,600	136,500	390,600	336,000	252,000	193,200
2　専用通信回線設備等端末機器								
①インタフェースの種類　1　(*5)	132,300	88,200	96,600	52,500	184,800	123,900	134,400	73,500
②インタフェースの種類　2以上	142,800	92,400	105,000	54,600	199,500	130,200	144,900	77,700
3　その他の通信端末機器	296,100	252,000	186,900	142,800	413,700	352,800	262,500	199,500

（＊1） 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。

（＊2） 「試験結果報告等書類」の提出がないため、当協会で端末機器の試験を行う場合であって、試験項目が複雑多岐にわたり、又は特別な測定器等が必要とされるときは、表に掲げる額に特別料金を加算する。

（＊3） 「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造、機能等を有するの端末機器の設計についての認証の申込みをいう。

（＊4） 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合、又は業務規程第33条第3項の技術的条件複合端末に係る申込みをいう。

（＊5） 「インタフェースの種類」とは、専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件（平成11年郵政省告示第162号）別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

（＊6） 大口申込者に係る認定等審査手数料金の減額については、業務規程第55条第6項の規定による。

別表第20号（第５５条関係）

（4） 技術的条件・適合認定審査に係る手数料(消費税を含む。)

（平成１６年 1月 ２６日）

手数料の額（円） 端末機器の種類	試験結果報告等書類(*1)の提出あり		端末機器の試験を行う場合(*2)	
	単　独	複 合 (*3)	単　独	複 合 (*3)
1　移動通信端末機器	42,000	37,800	67,200	63,000
2　専用通信回線設備等端末機器				
①　インタフェースの種類　1 (*4)	27,300	23,100	44,100	37,800
②　インタフェースの種類　2以上	29,400	25,200	48,300	39,900
3　その他の通信端末機器	44,100	39,900	69,300	65,100

（＊1）「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第２号に定める書類をいう。

（＊2）「試験結果報告等書類」の提出がないため、当協会で端末機器の試験を行う場合であって、試験項目が複雑多岐にわたり、又は特別な測定器等が必要とされるときは、表に掲げる額に特別料金を加算する。

（＊3）「複合」とは、２以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合、又は業務規程第４１条で準用する第３３条第３項の技術的条件複合端末に係る申込みをいう。

（＊4）「インタフェースの種類」とは、専用通信回線設備等端末の電気的条件及び光学的条件（平成１１年郵政省告示第１６２号）別表第１号から別表第６号に定める種類をいう。

（＊5）大口申込者に係る認定等審査手数料金の減額については、業務規程第５５条第６項の規定による。

別表第２１号（第５８条関係）

相 手 先 商 標・名 称 変 更 登 録 依 頼 書

年　　月　　日

（財）電気通信端末機器審査協会
理　事　長　殿

申込者住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申込者名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

供給先　　相手先商標変更
下記のＡ欄の端末機器についてＢ欄の　機器名　に　名　称　変　更　し、供給を行う機器であることの登録を受けたいので別紙書類を添えて提出します。

認　証　番　号		
Ａ欄	供給を行う認証取扱業者名	
	認証設計に基づく端末機器の名称	
Ｂ欄	供給先の氏名又は名称	
	供給先における端末機器の名称	
	名称変更後の端末機器の名称	
備考		

（日本工業規格Ａ列４番）

注１　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
２　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者名の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押すこと。ただし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
３　不要な箇所は抹消（ ═══ ）すること。

別表第２２号（第５９条関係）

年　　月　　日

相手先商標・名称変更登録証明書

申　込　者　殿

財団法人 電気通信端末機器審査協会
理　事　長　　印

供給先　　相手先商標供給

下記Ａ欄の端末機器をＢ欄の　機器名　に　名　称　変　更　する機器として登録します。

<table>
<tr><td colspan="2">認　証　番　号</td><td></td><td>認　証
年 月 日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ａ欄</td><td>供給を行う認証取扱業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>認証設計に基づく端末機器の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ｂ欄</td><td>供給先の氏名又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>供給先における端末機器の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名称変更後の端末機器の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">（注１）本品は、申込書類に基づき、相手先商標／名称変更した機器であることを証明するもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。
（注２）認証取扱業者は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第１９条第５項の規定に基づき総務大臣に「氏名又は名称等変更届出書」を提出してください。</td></tr>
</table>

別表第２３号（第６２条関係）

認 定 証 発 行 依 頼 書

平 成　　年　　月　　日

（財）電気通信端末機器審査協会殿
理事長　殿

郵 便 番 号：＿＿＿＿＿
申込者住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申込者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿　　印
電話番号：　＿＿＿＿＿＿

下記のとおり認定証の交付を申し込みます。

機器の名称	
認 定 番 号 認 証 番 号	
認定証の種類	（A，B，C）　｛T，RT｝
枚　　数	

請求依頼番号 認証－	依頼年月日 平成　年　月　日	請　求　額		円	収納年月日
会計事務責任者殿 判 定 官 印		内 訳		円	
				円	
上記申込者へ右記金額を請求願います。		請求番号		請求年月日 平成　　年　　月　　日	

太線枠内のみ記入して下さい。

別表第２４号（第６３条関係）

認　　定　証

A.　技術基準（単独）

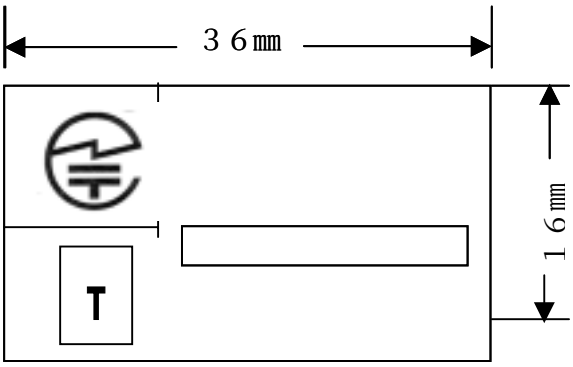

B.　技術基準・技術的条件（併記）

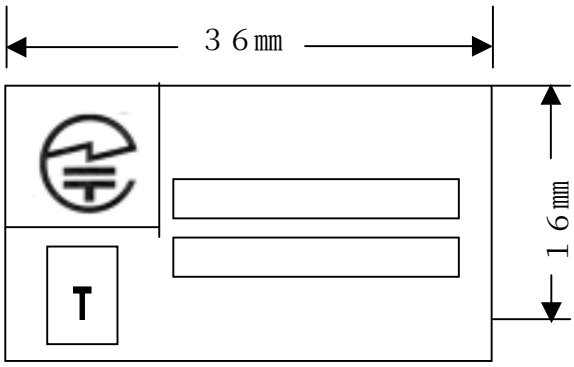

C．技術的条件（単独）

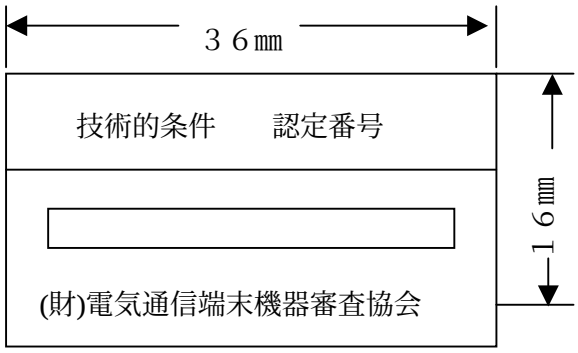

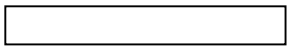

は、認定番号を表示する。

別表第２５号（第６６条関係）

認 定 等 証 書 再 発 行 依 頼 書

年　　月　　日

（財）電気通信端末機器審査協会
理　事　長　殿

申込者住所：〒
申込者名称：
印
電 話 番 号：

下記のとおり認定等証書の再発行を依頼します。

記

認証（認定）を受けた者			
機　器　名			
展 開 機 器 名			
機器の種類			
認証（認定）番号		認証（認定）年月日	年　月　日
備　　考			

（日本工業規格Ａ列４番）

注１　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
　２　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、代表者の印を押すこと。ただし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。